

○桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則  
(平成 28 年 12 月 22 日規則第 62 号)

改正 平成 30 年 3 月 20 日規則第 18 号

(不均一課税の申請)

第 1 条 桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例  
(平成 28 年桐生市条例第 29 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定による不均  
一課税の申請をしようとする者は、固定資産税の不均一課税申請書(様式第 1 号)  
に当該申請書への記載事項の明細及び地域再生法施行規則(平成 17 年内閣府令第  
53 号)第 28 条に規定する認定通知書の写し並びに施設の概要書その他参考とな  
る資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(申請の期日)

第 2 条 条例第 4 条に規定する規則で定める期日は、条例第 2 条の規定の適用を受  
けようとする年度の初日の属する年の 1 月 31 日とする。

(不均一課税の措置)

第 3 条 市長は、条例第 4 条の規定による申請があったときは、これを審査して不  
均一課税の適否を決定し、当該決定の内容を固定資産税の不均一課税決定通知書  
(様式第 2 号)により当該不均一課税の申請をした者に通知するものとする。

(不均一課税の取消し)

第 4 条 市長は、条例第 5 条の規定により固定資産税の不均一課税を取り消した場  
合には、固定資産税の不均一課税取消通知書(様式第 3 号)により当該不均一課税  
決定を受けた者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 20 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。